

見附市告示第125号

見附市学校給食費等の徴収に関する要綱を次のように定める。

令和8年8月26日

見附市長 稲田 亮

見附市学校給食費等の徴収に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、見附市学校給食費等の徴収に関する条例（令和8年見附市条例第1号。以下「条例」という。）及び見附市学校給食費等の徴収に関する条例施行規則（令和8年見附市規則第14号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例及び規則において使用する用語の例による。

2 この要綱において、「児童等」とは、児童、生徒その他学校給食の提供を受ける者をいう。

(学校給食等の提供に係る申込)

第3条 学校給食費等負担者は、児童等が学校給食等の提供を受けようとするときは、学校給食申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(権限の委任)

第4条 学校給食費等負担者は、給食開始・停止・異動届（様式第2号）及び給食数等変更届（様式第3号）に関する事務を児童等が在籍する学校の学校長に委任することができるものとする。

(学校給食費等の通知)

第5条 市長は、学校給食費等を徴収するときは、学校給食費等負担者に対して、学校給食費等負担者が負担すべき学校給食費の額及び納付の期限を通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、規則第3条第2項に定める臨時又は不定期に学校給食等の提供を受ける者に対しては、納入通知書兼納付書の送付をもって、この通知に代えることができる。

(学校給食費等の減額)

第6条 規則第2条の2第2項各号に規定する場合並びに市長が別に定める額は、それぞれ別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。ただし、これに代わる食材等を学校給食等として提供した場合は、この限りでない。

(年間納付額の調整)

第7条 規則第4条第2号に規定する場合において、次に掲げる事由が生じた場合は、それぞれ当該各号に定める額を減じる調整を行うものとする。

(1) 別表第1に定める場合及び児童等が病気、事故その他理由により、当該年度中の学校給食等を実施する日に連続して5日以上欠食した場合

前条に定める額に当該日数(次条の届出のあった日の翌日から起算して2日(各学校の休業日、土曜日、日曜日及び休日を除く。)を経過した日以降の学校給食等の停止を希望する日から停止の解除の日までの期間に限る。)を乗じて得た額

(2) 学校の全部又は一部の臨時休業により、学校給食等の提供を受けることができない場合

給食中止の届出を受けた後の学校給食を実施する日4日後より起算した日数を、前条に定める額に乗じて得た額

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認める場合
市長が定める額

(学校給食等を受けることができない場合等の届出)

第8条 学校給食費等負担者は、次の各号に掲げる事由が生じ、納付すべき額の変更を求めるときは、喫食者数が変動する場合には給食開始・停止・異動届(様式第2号)を、食数が増減する場合には給食数等変更届(様式第3号)を、変更を希望する日の2日前(各学校の休業日、土曜日、日曜日及び休日を除く。)までに、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 前条各号に該当する場合

(2) その他やむを得ない事由により、学校給食等の停止を希望する場合

(3) 前2号に掲げる事由の後、学校給食等の全部又は一部について再開を希

望する場合

(学校給食費等の納付)

第9条 学校給食費等負担者は、学校給食費等を口座振替により納付するものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、納入通知書兼納付書により納付することができる。

2 口座振替による納付のときは、規則第5条に規定する納付期限に振替を行うこととする。

(学校給食費の変更の通知)

第10条 市長は、学校給食費等の額の変更を行うときは、学校給食費等納付額変更通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、規則第3条第2項に定める臨時又は不定期に学校給食等の提供を受ける者に対しては、納入通知書兼納付書の送付をもって、この通知に代えることができる。

3 市長は、規則第4条に規定する調整を行う場合又は規則第8条に規定する還付又は充当を行う場合は、学校給食費等納付額変更通知書(様式第4号)又は学校給食費等還付(充当)通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(学校給食費の督促)

第11条 規則第6条の規定による督促は、学校給食費督促状(様式第6号)または学校給食費の納付について(様式第7号)及び納入通知書兼納付書により行うものとする。

(学校給食費等の免除)

第12条 学校給食費等負担者は、規則第7条の規定により減免を受けようとするときは、学校給食費減免申請書(様式第8号)を市長に提出するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表第 1（第 6 条、第 7 条関係）

食材に関して特別の配慮が必要であると認められる場合	食物アレルギーその他やむを得ない理由により学校給食等の提供ができない場合
その他市長が特別の事情があると認める場合	調理施設の改修工事、設備等の不具合、災害その他事由により学校給食等を実施できない場合

別表第 2（第 6 条関係）

学校給食等の 1 食全てを提供できないときまたは提供を受けることができないとき	規則別表第 1 に定める額を全て減じた額
飲用の牛乳の提供を提供できないときまたは提供を受けることができないとき	規則別表第 1 に定める額から学校給食用牛乳の調達価格（1 円未満の端数を切り捨てて算定した額）を減じて得た額
飲用の牛乳を除く学校給食等の全てを提供できないときまたは提供を受けることができないとき	学校給食用牛乳の調達価格（1 円未満の端数を切り捨てて算定した額）

学校給食申込書

年 月 日

(宛先) 見附市長

(申込区分) ☐新規 ☐変更

住 所	〒		
申請者 (保護者)	氏 名		児童生徒か らみた続柄
	電話番号	() -	

児童・生徒	ふりがな		学 校 名
	氏 名		
	生年月日	年 月 日	

私は、次の事項について同意の上、該当児童・生徒が、見附市立小・中学校に在学する期間中の学校給食を申込みます。また、見附市学校給食等の徴収に関する条例施行規則の規定を遵守し見附市が定める学校給食費を納入することを確約いたします。

- 1 学校給食費を滞納した場合、当該滞納の解消のため必要があるときは、市税等の課税・滞納状況及び口座振替状況について、関係部署に照会することに同意します。
- 2 学校給食費を滞納した場合、就学援助対象者について、見附市長から支給を受ける就学援助の額から、学校給食費について当該就学援助の支払期日をもって支払いに充てる旨を申し出ます。
また、児童手当法第 2 1 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、見附市長から支給を受ける児童手当の額から、学校給食費について当該児童手当の支払期日をもって支払いに充てる旨を申し出ます。
なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき児童手当から学校給食費の支払いに充てるものとします。
- 3 給食開始・停止・異動届及び給食数等変更届に関する事務を児童等が在籍する学校の学校長に委任します。
- 4 学校給食費の過誤納や減額等により必要があるときは、学校への緊急連絡先の確認や振替口座情報等について照会することに同意します。

※ 小学校入学時、小・中学校転入時に記入が必要となります。

※ 保護者に変更等があった場合は、再提出が必要となります。

※ 児童・生徒 1 人につき 1 枚ずつ記入をし、通学する学校へ提出してください。

※ 数か月にわたり学校給食費を滞納した場合、納入義務者（保護者）の方へ法的措置をとることがあります。

給食開始・停止・異動届

(宛先) 見附市長

日付
学校長

下記のとおり変更したので報告します。

月日	学級	氏名	区分 (該当に○印)				摘要
			開始		停止		
			開始		停止		
			開始		停止		
			開始		停止		

✂-----切り取り-----✂

給食開始・停止・異動届 (学校控)

(宛先) 見附市長

日付
学校長

下記のとおり変更したので報告します。

月日	学級	氏名	区分 (該当に○印)				摘要
			開始		停止		
			開始		停止		
			開始		停止		
			開始		停止		

✂-----切り取り-----✂

給食開始・停止・異動届 (給食取扱員へ)

(宛先) 見附市長

日付
学校長

下記のとおり変更したので報告します。

月日	学級	氏名	区分 (該当に○印)				摘要
			開始		停止		
			開始		停止		
			開始		停止		
			開始		停止		

給食数等変更届

(宛先) 見附市長

日付
学校名
学校長名

変更月日	学年組	増減	備考

✂-----切り取り-----✂

給食数等変更届 (学校控)

(宛先) 見附市長

日付
学校名
学校長名

変更月日	学年組	増減	備考

✂-----切り取り-----✂

給食数等変更届 (給食取扱員へ)

(宛先) 見附市長

日付
学校名
学校長名

変更月日	学年組	増減	備考

見附市長

学校給食費等納付額変更通知書

学校給食費等の納付額について、次のとおり変更しましたので通知します。

納入義務者	
給食喫食者	

期 別	納付期限	変更前納付額	変更後納付額	備 考

見附市長

学校給食費等還付（充当）通知書

学校給食費等について、次のとおり還付（充当）がありますので通知します。

納入義務者		給食喫食者	
充当額（未納額）			
還付額（返金額）			

内 訳

期別	納付すべき額	納付額	還付額	充当額	納付日

還付額がある場合、学校給食費等の口座振替にご指定の口座へお振込みします。

年 月 日

様

見附市長

学校給食費督促状

学校給食費について、下記のとおり未納となっています。つきましては、同封の納入通知書兼納付書にて納付期限までに必ず納付をお願いいたします。

なお、この督促状は 年 月 日現在で作成しています。既に納付いただいている場合は、行き違いですのでご了承ください。

1 対象となる学校給食費

年度	第 期	当初納付期限 年 月 日
----	-----	--------------

2 給食喫食者

学校名		学年	
氏名			

3 未納金額及び納付期限

未納額	
納付期限	年 月 日

4 納付方法 同封の納付書により下記の金融機関等で納付してください

- 5 納付場所 (1) 第四北越銀行 大光銀行 長岡信用金庫
三条信用金庫 新潟縣信用組合 はばたき信用組合
えちご中越農業協同組合 新潟県労働金庫
(2) 見附市役所 1 階 会計課前 セルフ収納機
8 : 30 ~ 17 : 00

6 問い合わせ先 見附市教育総務課 学校給食センター 0258-62-2244

年 月 日

様

見附市長

学校給食費の納付について

下記の学校給食費について、納付期限が過ぎておりますが、まだ納付が確認できておりません。
つきましては、同封の納入通知書兼納付書にて納付期限までに必ず納付をお願いいたします。

なお、この通知は 年 月 日現在で作成しています。既に納付いただいている場合は、行き違いですのでご了承ください。

記

1 給食喫食者 様

2 未納額合計 円

3 内訳

徴収年度	期別	当初納付期限	未納額

4 支払期限 年 月 日

5 納付方法 同封の納付書により下記の金融機関等で納付してください

6 納付場所 (1) 第四北越銀行 大光銀行 長岡信用金庫
三条信用金庫 新潟縣信用組合 はばたき信用組合
えちご中越農業協同組合 新潟県労働金庫
(2) 見附市役所 1 階 会計課前 セルフ収納機
8 : 30 ~ 17 : 00

7 問い合わせ先 見附市教育総務課 学校給食センター 0258-62-2244

学校給食費減免申請書

年 月 日

(宛先) 見附市長

私（保護者等）は、学校給食費の減免について、次のとおり申請します。

保護者等 (納入義務者)	フリガナ		児童・生徒 から見た 続 柄			
	氏 名					
	住 所					
	電話番号					
児童生徒 (給食喫食者)	学校名					
	学 年					
	フリガナ					
	氏 名					
減免申請理由						